

## うるま市男女共同参画国内外研修派遣補助金交付要領

平成 27 年 2 月 4 日改正

### 1. 目的

この事業は、国内外で行なわれる男女協同参画に関する研修へ参加し、情報収集、優れた事例の調査、交流等を通して、知識を深めるとともにうるま市の男女共同参画社会の実現に向けたリーダーの育成と資質の向上を図ることを目的としています。

### 2. 対象となる研修

- (1) 女性の翼
- (2) 日本女性会議
- (3) 男女共同参画のための研究と実践のフォーラム
- (4) その他市長が必要と認めた研修

### 3. 募集人員

若干名

### 4. 補助金の額

予算の範囲内で経費の 1/2 以内（上限 4 万円）を補助する。

### 5. 補助の回数

補助の回数は、同一人物の同一研修に対し 1 回限りとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

### 6. 応募資格

応募資格は次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に 1 年以上居住し、今後も引き続き居住しようとする意思があり、年齢 20 歳以上の者。
- (2) 男女共同参画に関心のある方、又は市内の女性団体に所属して現に活動している者。
- (3) うるま市の女性人材リストに登録できる者。

### 7. 応募方法

別紙、応募用紙に「男女共同参画」に関する意見や応募の動機を記入のうえ提出するものとする。

### 8. 報告

研修が終了したときは、その終了日から起算して 30 日以内に、報告書（1000 字程度）を提出するものとする。